

事案の概要

◎事案の経緯

昭和50年代後半から平成2年にかけて、廃棄物処理業者が許可範囲外の産業廃棄物を大量に搬入し、野焼きや不法投棄を続け、結果として、膨大な量の産業廃棄物が豊島処分地に残された。豊島住民が平成5年11月に県等を相手に公害調停の申請を行い、平成12年6月に調停が成立した。県は、この調停条項に基づき、隣接する直島町に中間処理施設を整備し、焼却・溶融処理による廃棄物等の処理を開始した。



平成23年7月26日撮影

<処分場概要>

投棄等量:約91.3万トン
面積:約6.9万㎡

対策工の概要

事業主体：香川県

◎廃棄物等の処理(①) <全量撤去>

廃棄物等の掘削後、直島町に整備した中間処理施設で焼却・溶融処理を行った。また、廃棄物層直下の重金属のみに汚染された土壌については、セメント製造施設にて処理を行った。

- ・廃棄物等の豊島からの搬出完了:平成29年3月
- ・中間処理施設での焼却・溶融処理完了:平成29年6月

◎処分地地下水の浄化(②)

処分地の地下水浄化対策を実施する。

◎各種施設の撤去等(③)

目的を達した施設・設備から順次撤去を進める。

行政対応・責任追及

◎行政対応

県では、豊島問題を教訓として、産業廃棄物指導監視機動班の強化、県内4箇所に環境管理室を設置するなどの不適正処理の防止にかかる体制の強化を行った。

◎責任追及

原因者は、既に破産宣告を受け、破産財産の処分が完了している。排出事業者については、公害調停において廃棄物処理法に基づく求償措置と同様な対応が図られていることから、この他の責任追及等は実施していない。

スケジュール・費用

